

令和7年8月1日

各事業者 様

福岡市財政局財政部契約監理課
契約課

随意契約となる予定価格の上限額の引上げについて

地方自治法施行令の改正が行われたことに伴い、随意契約となる予定価格の上限額を上げます。

また併せて事務手続きの簡素化のため、1者見積りが可能となる予定価格の上限額を上げます。

1 上限額の変更

(1) 随意契約となる予定価格の上限額

区分	変更前	変更後
・ 工事又は製造の請負	250万円	400万円
・ 財産の買入れ	160万円	300万円
・ 物件の借入れ	80万円	150万円
・ 財産の売払い	50万円	100万円
・ 物件の貸付け	30万円	50万円
・ 前各号に掲げる以外のもの	100万円	200万円

(2) 1者見積りを可能とする予定価格の上限額

(変更前) 10万円 → (変更後) 20万円

2 契約担当の変更

(1) 市有建築物の緊急修繕・工事

市有建築物における予定価格250万円以下の修繕・工事等は福岡市施設整備公社に登録された緊急工事店に発注していますが、その対象も400万円以下のものになります。

公社の緊急工事店の登録は、福岡市の競争入札参加資格申請とは別に手続きが必要となり、受付期間も異なりますので、市政だより(8月1日号)、福岡市施設整備公社ホームページ(www.seibicop.or.jp/)でご確認ください。

(2) 財政局契約課契約の対象

① 物品の購入、設計・測量等・樹木の保育管理等の業務委託

(変更前) 10万円を超えるもの ⇒ (変更後) 20万円を超えるもの

② 工事・製造の請負

(変更前) 250万円を超えるもの ⇒ (変更後) 400万円を超えるもの

3 実施時期

令和7年10月1日より見積合わせの依頼等を行う案件から適用します。